

【例題－福祉7】

社会福祉法人に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 社会福祉法人の所轄庁は、行う事業が二つ以上の都道府県の区域にわたるものについては厚生労働大臣であるが、それ以外の場合はいずれも、主たる事務所が所在する市町村にかかわらず、主たる事務所の所在地の都道府県知事である。
2. 社会福祉法人は社会福祉事業のほかには、公益事業を行うことができるが、収益事業を行うことはできない。
3. 2017（平成29）年4月に施行された改正社会福祉法では、社会福祉法人は、監事を選任することが義務付けられたが、評議員会の設置は引き続き任意とされた。
4. 2017（平成29）年4月に施行された改正社会福祉法では、社会福祉法人のうち、純資産の額が事業の継続に必要な額を超えるものについては、社会福祉充実計画を作成し、所轄庁の承認を受けなければならなくなった。
5. 2017（平成29）年4月に施行された改正社会福祉法では、社会福祉法人は、定款、収支計算書、現況報告書を所轄庁に届け出ることが義務付けられたが、公表については努力義務とされた。

（正答）4